

瀬戸市子どもの居場所設置及び運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、瀬戸市子どもの居場所（以下「居場所」という。）の設置及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 瀬戸市子どもの居場所は、子ども一人一人の個性を大切にし、子どもが安心して、居心地よく過ごす「こどもまんなか」の居場所として、学校とは異なる生活や学習等の環境を整え、子どもが安心して主体的に過ごし、将来の自立につながる力を身に付けるための場所とすることを目的とする。

(名称及び位置)

第3条 居場所の名称は、「せと“ここ”ほっとルーム」とし、別表第1に掲げる場所に設置する。

(利用者)

第4条 利用者は、本市に在住し、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 小学生及び中学生であって、本人及び保護者が希望するもの。
- (2) その他瀬戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めるもの。

(業務内容)

第5条 居場所の業務内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 安心・安全な居場所の提供に関する事。
- (2) 基本的な生活習慣の形成に関する事。
- (3) 学習の支援に関する事。
- (4) 食事の提供に関する事。
- (5) 子ども及びその家庭の相談又は支援に関する事。
- (6) 子どもの主体的な活動及び課外活動の提供に関する事。
- (7) 市、学校等関係機関との情報共有及び連携体制の構築に関する事。
- (8) その他目的を達成するために必要な事項に関する事。

(開所時間)

第6条 居場所を開所する時間（以下「開所時間」という。）は、別表第2の左欄に掲げる設置場所に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる開所時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、居場所、学校及び地域の実情に応じて、開所時間を変更することができる。

（休所日）

第7条 居場所の休所日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日

(3) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

（利用の中止）

第8条 教育委員会は、居場所の利用者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の中止を命ずることができる。

(1) 他の利用者の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(2) その他教育委員会が利用の継続が困難であると認めるとき。

（職員）

第9条 学校教育課に居場所全体を統括する所長及び副所長を置く。

2 各居場所に生活・学習支援員その他必要な職員を置く。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、居場所の設置及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月10日から施行する。ただし、別表第1及び第2中、瀬戸市立水無瀬中学校内、瀬戸市立南山中学校内及び瀬戸市立にじの丘中学校内に設置する居場所の規定については、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

居場所の位置
瀬戸市立水無瀬中学校内 瀬戸市原山町 1 番地
瀬戸市立南山中学校内 瀬戸市ひまわり台 5 丁目 1 番地
瀬戸市立幡山中学校内 瀬戸市幡中町 1 0 6 番地
瀬戸市立品野中学校内 瀬戸市広之田町 2 番地の 5
瀬戸市立光陵中学校内 瀬戸市萩山台 9 丁目 2 4 4 番地
瀬戸市立水野中学校内 瀬戸市日の出町 3 4 番地
瀬戸市立にじの丘中学校内 瀬戸市中山町 1 番地の 5 7
オアシス 2 1 内 瀬戸市川端町 1 丁目 3 1 番地

別表第 2（第 6 条関係）

設置場所	開所時間
瀬戸市立水無瀬中学校内	午前 8 時 3 0 分から午後 6 時まで
瀬戸市立南山中学校内	午前 8 時 3 0 分から午後 6 時まで
瀬戸市立幡山中学校内	午前 8 時 3 0 分から午後 6 時まで
瀬戸市立品野中学校内	午前 8 時 3 0 分から午後 6 時まで

瀬戸市立光陵中学校内	午前 8 時 3 0 分から午後 6 時まで
瀬戸市立水野中学校内	午前 8 時 3 0 分から午後 6 時まで
瀬戸市立にじの丘中学校内	午前 8 時 3 0 分から午後 6 時まで
オアシス 2 1 内	午前 8 時 3 0 分から午後 6 時まで